

専門実践教育訓練給付金に関するQ&A

平成26年9月30日以前

教育訓練給付金	
支給額 (受講者が支払った 入学金・授業料×右欄 の割合)	20%
支給額の上限	10万円
支給期間	最長1年

平成26年10月1日以降

専門実践教育訓練	一般教育訓練給付金
支給額 (受講者が支払った 入学金・授業料×右欄 の割合)	20%
支給額の上限	10万円
支給期間	最長1年

厚生労働省「10月から拡充予定の「教育訓練給付金」の対象となる講座をまもなく決定します」を参考

2種類の給付制度になりました

質問

回答

1	平成26年10月現在、給付金制度に指定されている本学の講座は何ですか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>●専門実践教育訓練(2014/10/1以降入学者)                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・産業技術研究科情報アーキテクチャ専攻 [指定番号: 480141420017]</li> <li>・産業技術研究科創造技術専攻 [指定番号: 480141420020]</li> </ul> </li> <li>●一般教育訓練給付金                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・産業技術研究科情報アーキテクチャ専攻 (2014/9/30以前入学者)[指定番号: 632921010017]</li> <li>・産業技術研究科創造技術専攻 (2014/9/30以前入学者)[指定番号: 632921010020]</li> <li>・人間中心デザイン[指定番号: 632921210017]</li> <li>・プロジェクトマネジメント・プロフェSSIONALスクール [指定番号: 632921210020]</li> </ul> </li> </ul>
2	専門実践教育訓練と一般教育訓練給付金の申請手続きを教えてください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●専門実践教育訓練                             <ul style="list-style-type: none"> <li>→受講開始日1か月前までの申請手続き、その後6か月ごとに支給申請手続きが必要</li> <li>&lt;手続きの詳細はこちら&gt; <a href="https://www.hellowork.go.jp/dbps_data/_material_/localhost/doc/kunren2.pdf">https://www.hellowork.go.jp/dbps_data/_material_/localhost/doc/kunren2.pdf</a></li> </ul> </li> <li>●一般教育訓練給付金                             <ul style="list-style-type: none"> <li>→講座終了後(正規学生の場合は学位授与式後)の1か月以内に申請手続きが必要</li> <li>&lt;手続きの詳細はこちら&gt; <a href="https://www.hellowork.go.jp/dbps_data/_material_/localhost/doc/kunren1.pdf">https://www.hellowork.go.jp/dbps_data/_material_/localhost/doc/kunren1.pdf</a></li> </ul> </li> </ul>
3	本学では、開講開始日の1か月以内にも入試を実施しています。専門実践教育訓練の給付金のご案内p.5<受講前の提出書類>は入試前にも提出可能ですか？	入試前でも提出可能です。申請を行うためには、講座開始1か月前までにハローワークに来所して必要書類を提出する必要があります。入試時期が講座開始日に近い場合は、可否にかかわらず手続きを行ってください。可否結果が確定でない状態で手続きを行った場合、合格発表まで受給資格決定が保留され、合格が確認できた後に受給資格決定が行われます。
4	平成26年10月1日以降に入学した、情報アーキテクチャ専攻、創造技術専攻の学生は、一般教育訓練給付金の申請を行うことはできませんか？	できません。専門実践教育訓練に移行したことにより一般教育訓練給付は平成26年9月末をもって指定が取り消されるため平成26年10月以降に受講開始した者については一般教育訓練給付の対象とはなりません。
5	開講開始日の1か月前までに<受講前の提出書類>が間に合わなかった場合、該当講座すべての期間、支給申請ができませんか？	できません。
6	修業年限通算(早期修了)制度を活用した学生は、専門実践教育訓練給付金の対象となりますか？	対象となりません。
7	長期履修制度を活用した学生は、専門実践教育訓練給付金の対象となりますか？	対象となりません。 ●2年で修了する課程として指定していますので2年を超えるとわかった時点で修了見込みがないとして受講証明が発行できず、給付の対象外となります。 ●当初より長期履修生制度を活用する予定である者は受講開始以前より2年で修了する見込みがないことから専門実践教育訓練は活用できません。
8	休学し、2年以上在籍した学生は専門実践教育訓練給付金の対象となりますか？	対象となりません。 2年で修了する課程として指定していますので2年を超えるとわかった時点で修了見込みがないものとして受講証明が発行できず、給付の対象外となります。
9	長期履修、休学、留年等により2年で講座を修了できない場合は、受給資格がなくなるとのことですが、2年での修了を目指して講座を受講している間に、すでに受給された給付金について、後から還付を求められますか？	求められません。 2年で修了できないとわかった時点以前の給付分については受講の証明を持って給付したものとしますので還付させることはありません。
10	2年で講座を修了できなくなり、講座の途中まで給付金の受給を受けた場合、その後の受給資格はどうなりますか？	途中までの受給であっても、一度給付を受けるとその後専門実践教育訓練給付制度を使えるのは10年後となります。専門実践教育訓練制度では、前回の給付金受給から受講開始日前までに10年以上経過していることが受給の要件となっています。
11	「単位/バンクに伴う既修得単位認定」制度により授業料が差し引かれた場合、受給対象の金額はどうなりますか？	差し引いた金額が給付の対象となります。 なお、本法人で発行する領収書は、差し引かれた金額で発行します。
12	本学は「教育訓練」支援「給付金」の対象となりますか？	対象となりません。 「教育訓練」支援「給付金」は「昼間」の講座を対象としており、本学は教育訓練給付制度上は、「昼間」の講座に当たらないため支援給付金の対象外です。
13	「専門実践教育訓練の給付金のご案内」p.31によると「資格取得等をし、かつ修了した日の翌日から1年以内に一般被保険者として雇用された場合」20%が追加給付されるとありますが、本学は追加給付の対象となりますか？	追加給付の対象となります。 資格の取得等には修士(専門職)の取得も含まれます。 入学金282,000円、授業料1期(6ヵ月)当たり260,400円の講座において、20%の追加が認められた場合、最大の受給金額は次のように算出されます。 (第1期)(入学金282,000+受講料260,400)×40%=①216,960 (第2期)受講料260,400×40%=104,160 →216,960+104,160=321,120 年間上限額が320,000であるため第2期の支給額は②103,040 (第3期)受講料260,400×40%=③104,160 (第4期)受講料260,400×40%=④104,160  (追加給付)追加給付については、教育訓練経費を60%支給率で再計算を行う。 (1年目)(282,000+260,400+260,400)×60%=⑤481,680 年間上限が480,000であるため1年目の追加給付は⑥480,000(⑤-⑥)の1,680は繰り越し) (2年目)(260,400+260,400)×60%+1,680(1年目繰り越し分)=⑦314,160 ⑥480,000+⑦314,160=⑧794,160(60%支給率再計算額)  実際に支給される額は、60%支給率再計算額より、既支給分を除いた額なので、 ⑧794,160-(①216,960+②103,040+③104,160+④104,160)=265,840